

第十二回 参議院農林委員會會議錄第九号

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)午後一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君

委員 池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
瀧井治三郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
松浦 定義君

政府委員

行政管理庁 中川 融君
農林政務次官 島村 軍次君
農林省農政局長 東畑 四郎君
農林省蚕糸局長 青柳 確郎君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 農林省農地局長 平川 守君

○連合委員会開会の件

本日の会議に付した事件

第九部 農林委員會會議錄第九号

○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林價格安定法案(内閣送付)

○農林政策に関する調査の件(ルース台風の被害及び復旧対策に関する件)

○委員(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

日程の件について理事を開く余裕がございませんので、只今お手許へ配付した文書に記載してある通り順序で今週の議事を進めたいと思ひますので、御了承をお願いいたします。

最初にお諮りしたいことは、国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件が、去る十日本院に予備審査のため提出せられ、同日外務委員会に予備付託せられたのでありますが、この件について外務委員会に連合委員会を申入れたと思ひますが、如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(羽生三七君) それではさう決定をいたします。

○委員(羽生三七君) 続いて本日は本委員会に付託せられました農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案及びこれは予備審査であります。

農林價格安定法案について政府から提案理由の説明を聞くことにいたします。

最初に農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案について説明して頂きます。

○政府委員(島村軍次君) 只今上程になりました農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

去る第十国会におきまして、同法が制定公布せられましてより、関係法令、省令及び告示を公布実施いたし、一方農林省並びに都道府県庁は、全国並びにブロック別にしばしば會議を開きまして、これらの法令の趣旨を徹底せしめると共に、奨励金の交付を希望する組合について調査を行い、これに基いて必要な予算措置を講じ、奨励金交付の準備を進めて参つたのであります。同時に、この法律に基いて特別指導員の派遣を希望する組合に対しましては、極力その要求に応じて、再建整備の實際的指導に当らせましたと共に、奨励金の交付を必要とすると思われる組合に対しましては、他の組合に優先して検査を実施し、本月末までにはこれを完了することになっておるのであります。これらの組合の再建整備の目標は、自己資本の充実を図ると共に、固定化している在庫品及び債権を資金化し、早急に経営を健全なものにして行くことにあるのであります。同時にこれらの組合の欠損金をも極力速かに解消し、赤字のない組合を実現する

ために必要な措置を講じて行かなければならないと考へるのであります。そこで、今回これらの組合の欠損金の補てんを容易にするため、法人税法の繰越欠損金の控除に関する規定の特例を設けると共に、これに関連して必要な規定の整備を図りたいと存するのであります。

以上申述べましたところが、この法律案を提案いたします主な理由であります。同時に政府が交付する奨励金のうち、増資奨励金は、毎年度の払込出資金の増加の実績を基礎として算出されます関係上、その一部は翌年度において交付することができるようになる必要があるので、この点につきましても、今回併せて改正をいたしたいと存するのであります。

以上簡単に説明を申し上げたのであります。御協賛を願ひ申上げる次第であります。

○委員(羽生三七君) それでは次に農林價格安定法案について提案理由の御説明を求めます。

○政府委員(島村軍次君) 農林價格安定法案につきましては、その提案理由を御説明申し上げます。

我が国経済の自立及び発展を図り、すなわち、輸出の振興を大いに図りますと共に、自立経済達成の基礎とも申すべき農家経済の改善を図つて参らなければなりませんことは、あえて申上げるまでもないことかと存じます。而してこれ又申すまでもないことであります。養蚕業は現金収入、家族労働の効率的な消化等の点から、農家経済の改善のためあまねくその導入を図る必要があるものであります。又生糸、絹織物の輸出は我が国の輸出貿易において大きな地位を占めており、特にドル地域向の輸出物資である点に大きな意義を有するものであります。ところが生糸の価格は他の商品に比べ変動が著しく、又生糸の原料である繭は農産物であるために、価格変動に対しその供給を迅速に適應させて行くことができません。又養蚕業はもとより製糸業も経済的に脆弱であるために、みずから力で繭及び生糸の価格の変動に対処して参ることが困難な実情にあります。このことは生糸、絹織物の輸出を阻害すると共に、その母体である養糸業の経営を不安定にし、養糸業振興の障害となつております。戦前に糸價安定施設法がございましたのも、又数年来国内の養糸業者はもとより、海外の絹業者からも繭糸價格の安定について熾烈なる要望があり、又政府もその実現につき、たゆまざる努力を続けて参りましたのも以上の事情に基くものでございます。これが本法律案を提案いたしました根本の趣旨であります。

以下本法律案の主要な内容について概略御説明申し上げます。

第一は、繭及び生糸の價格安定の方法であります。政府は、生糸の最高價格及び最低價格を定めまして、最高價格でその保有している生糸を売り渡し、最低價格で生糸を買い入れ、かよ

うな売買の操作によつて、生糸の価格を最高価格と最低価格の範囲内に安定させ、延いては、繭の価格の安定を図ろうとするものであります。なお、生糸の買入は予算の範囲で行ふこととなつておりますが、これは、別途御審議中の補正予算には、三十億円を計上いたしております。

第二は、右に述べました最高価格及び最低価格の決定であります。農林大臣は毎年三月、標準生糸である白二十一中A格の生糸について翌生糸年度の最高価格及び最低価格を決定することといたしております。この三月という時期につきましても、経済事情を考慮して、四月又は五月まで延ばす場合もあります。而して決定に當りましては、生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参酌いたすこととしておりますが、蚕糸業の経営安定と生糸輸出の増進との両面を併せ考え、妥当な価格を定めるようにいたしたいと考えております。

又政府が買入れる生糸で、標準生糸以外のものの最高価格及び最低価格は、それ／＼標準生糸の最高価格又は最低価格に格差を加減したものとしていたしております。なお、一旦きめました標準生糸の最高価格及び最低価格は経済事情に著しい変動があつた場合には改訂することができることとしていたしております。

第三は、輸出確保のための生糸の売却であります。政府はその保有する生糸を売り渡す場合には輸出向のものに優先して売り渡すことができることとしたのでありますが、これは我が国の蚕糸業の将来が、生糸輸出の消長と密接な

関係があることを考え、必要な措置であると考え次第であります。

第四は、繭価格維持のための特別措置であります。本法におきましては、政府が最低価格で生糸を買入れることにより、生糸の価格の異常な低落を防止し、併せて繭の価格の異常な低落を抑えることにいたしております。これは前に申上げた通りであり、現在のような繭の需給事情の下におきましては、これで十分の効果があるものと考えておりますが、本法が恒久法でありまして関係上、将来におきまして、生糸の買入だけでは繭価格の維持を図ることが困難な事態が生じた場合には、適切な措置を講じまして、その異常な低落を防止して参りたいと存じております。

第五は、繭糸価格安定審議会であり、これは標準生糸の最高価格及び最低価格の決定並びに改訂等、繭糸価格安定上重要な事項を審議し、又繭糸価格安定上重要な事項を関係行政庁に建議するために農林省に設けられるものであります。これは農林大臣の諮問機関となつておりますが、その御意見は勿論十分尊重して参りたいと存じております。従つて委員の構成につきましても、公正な意見を伺い得るよう広く各界の権威者を以て構成して参りたいと考えております。

第六は、附随的措置であります。この制度を運用して参りますための附随的措置として、政府保有生糸の貯蔵、整理売却及び新規用途又は新規販路向売却とか、又生糸取引の届出制、生糸及び繭に関する諸調査を実施いたすことといたしております。

第七は、特別会計の設置であります。これは本制度に伴う歳入、歳出の経理は一般会計と区分して特別会計によることといたしておりますが、別途糸価安定特別会計法案を提出いたし、御審議願うことになつております。

第八は、この法律施行の時期であります。この法律は公布より十五日後に施行され、生糸の買入、売却の条項は六十日以内に施行することといたしております。これは標準生糸の最高価格及び最低価格をきめてからでないと動き得ないからであります。できるだけ速かに準備を整え、審議会に諮問いたしまして、法律の全効果が発動できるようにいたして参りたいと存じます。

以上が本法律案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同を得られまうように切望する次第であります。

○委員長(羽生三七君) 只今説明を聴取いたしました両法案に関する審議は後日に譲ります。

○委員長(羽生三七君) 次にルース台風の被害及び復旧対策の件に移りたいと思ひます。最初にこの件について政府当局から説明を聞きたいと思ひます。

○説明員(平川守君) ルース台風の被害の額につきましては、一応地方からの現在までの報告を集計いたしましたものをお手許にお配りいたしておりました。全体の被害といたしましては、農地関係において二百十四億、開拓入植関係におきまして十四億、これは主として住宅関係等の被害でございます。これももとより公共事業関係の私のほうの関係だけでございます。そういう程度の被害が報告されておるのであります。現在これを査定中でございすが、これに對しましても、政府全体として建設関係等も含めまして、これが対策を今検討中でございまして、取れあえず復旧の緊急資金といたしまして、全体に對して十億ほどの預金部資金を各県に配付済みでございます。今回の被害は御承知のごとく極めて劇甚でありますので、これに對しましては、関係の知事等より特別に政府のほうの強い援助の要望を受けておりまして、被害の特に激しいところにおいては、補助率を上げてもらいたいということ、それから復旧の速度を以前やつておりました通りに、初年度において三〇％ぐらいの復旧ができるような助成をしてもらいたいというふうなことが最も大きな点のようであります。これにつきましては、建設省をも含めました全体といたしまして政府で検討中であるようであります。農林省といたしましては従来の例に倣ひまして、この程度の復旧費に對する補助金を要求するつもりでありますし、又只今申しました補助率の引上げの問題につきましては、特に劇甚な地帯について何か特別の扱いをする方法はないかというところを検討中でございまして、御承知の建設省の關係の公共事業についてスライディングの制度がございまして、何かこういうふうな特にならざるに、激甚なところについて高率補助を適用する方法を考えたいというところで研究をいたしております。それからなおこれに對する融資の關係につきましまして、この農林漁業の長期融資の中に災害關係の融資があるのでありますけれども、これは実は大体過年度災害を對象として考へておられて、本年算及び今回の補正予算におきまして、総額十八億ほどの災害に對する長期融資を予定しておるのでありますけれども、過年度災害に對する需要が非常に殺到いたしておりますので、このルース台風にとつては、尤も各県に割當をいたしておりますので、各県におきまして優先的にこのルース台風の分を見ようという考へになれば、それに適用があるわけでありまして、それに適用した分だけでも、すでに五十二億も要求があるような状況でありまして、残りが幾ばくもございませぬために、これだけでは廻り切れないと考へるのであります。併し一面農林中金のほうとも話をいたしまして、農林中金の自己資金において十五億ほどの資金を補助金或いはこの長期融資を引当にして緊ぎ的に貸してもらうことの割合を付けておりますので、これの中から相當程度廻ることができたらうというふうな考へております。一応概略の御説明を申上げて、なお御質問がございましたらば、お答えしたいと思ひます。

○溝口三郎君 十月十四日の夕方、鹿児島県の枕崎港に上陸しましたルース台風は、未曾有の大被害を九州各地から中国、四国に残して逃げ去つたのでございまして、只今農地局長から概要の御説明を伺いましたが、政府において、この対策について種々御配慮になつていらっしゃるようでございますが、今日まで満一カ月終つていられるのでございしますが、いろいろの問題についても

はつきりした御方針もまだ立っていないように感じます。できるだけ速かに確定した方針を發表されて、そうして地元の被害県民が安心して復旧に努力できるような方向に向けて頂くことを是非お願いしたいのでございます。ルース台風が非常に被害の大きかったことに対して、参議院におきましても、先般被害の劇甚地に三連の議員を派遣いたしました。災害のお見舞いを申し上げた上に、なお現地についても実情を十分に調査をいたしまして、災害の一般状況、応急対策、今後の希望等をも各県民等から聴取いたしまして参つたのでございます。私は九州の大部分、宮崎、鹿児島へ派遣をいたされたものでございまして、去る九日に本会議においてそれら各市長から報告されたのでございまして、皆さんにおいてもどうかそれによつて詳細を御承知置きをお願いいたします。ルース台風は九州、四国、中国等だけでも千二、三百億以上に上つておると報告されているのでございまして、全国に亘つては恐らく二千億にもその被害が上るだろうと考えているのでございまして、農業の被害のうちの主なものは、これは九州、四国、中国等だけでも二百数十億の被害に上つておるのでございまして、開拓者の住宅等も全壊、半壊等は先ほど農地局長の御説明のように約十四億くらい、七千三百戸以上が倒壊をいたしているのでございます。鹿児島、宮崎等は殊に多く、おのおの二千戸ぐらゐづつの開拓者住宅

等も被害をこうむつておるのでございまして。耕地関係の被害については、これは先ほど局長からお話がありましたように約二百億以上になつておる。それらの復旧費については目下査定中であるように伺つたのでございまして、できるだけ速かに査定を終了して、復旧予算を確定して頂くようにお願いをいたしたいのでございまして。現地の実情を視察に参りまして心強く感じましたことは、被害県民の復旧に力強く立上つておることでございます。一方におきまして、県、市町村などの財政や地元民の経済状態等を考えますと、これから先にこの復旧を促進し、完成させるには前途に對して実に暗然たるものがあるものであります。国会、政府、地元が一体になつて非常な努力をいたさなければこの復旧は誠に容易でないものがあると考えているのでございまして。従来におきまして、災害の都度朝野を挙げてその対策に熱中をしていたのでもございまして、而も災害は近年において殆んど年中行事のようになつておるのでございまして、忘れやすい日本人の性分が、少したつてしまつと災害のことも関心が非常に薄くなつてしまふ。ケイト台風等もルース台風とはほぼ同様に実は大きな災害をこうむつたのでございまして、それらについても今と同様に、その対策等についてはいろ／＼政府においても努力をなされたのでございまして、その未曾有の被害が本年においては二度重なつて来ておるような状態であるのでございまして、私は特にルース台風について、質疑をいたしたいのでございまして、かような二回に亘る大きな被害を、これをどうか一緒に考へて、政府

においては将来根本的な対策を立てるようになつて頂きたいのでございまして。質問の第一は、ルース台風の災害復旧の予算は、これは通常国会の勢頭に出来るように準備を進めていられるかどうかというのでございまして。農地関係の災害被害額は二百四十億でございます。開拓者住宅は十四億でございます。復旧費についてもおよそ見込みは立つていられると思つたのでございまして。大體の復旧費、耕地関係等については現在までわかつておるところはどのくらいになつておるか。そしてそれに対して補償は幾らくらいになつておるかという見込みをお伺いしたいのでございまして。そしてこれが確定されるのはおおよそいつ頃になるか。補助率の問題もありませんし、地元においては将来幾らくらいの補助率になるかという点もまだはつきりわからない。進めて行かなければならぬということではございまして、根本方針についてはこれはできるだけ早く發表して頂くようにはお願いしたいのでございまして。復旧計画の年次の短縮でございまして、これは建設大臣も九州地方へ政府代表で視察に参りまして、初年度三割、二年度で五割、三年度には二割にしたいのだというように言明されておるのでございまして。自由党等のかた／＼も初年度に百億から百五十億くらいを出す。全体の公共事業の被害が五百億くらいです。その三割は是非とも初年度に出すのだというように言明を言つておるので、地元の被害県民は非常に喜んで、むしろ樂觀し過ぎるおるようには私は思つたのでござい

す。それだけ出してもらえば鹿児島県の海岸等には十数カ所の干拓堤防の決壊等があつたのでございまして、約五億くらいは被害があるのでもございまして、それら補助率も上げてもらへるが、それから年数も初年度三割くらいは出してもらへるならば、一日も早く二毛作もやりたい。来年の植付には稲も植えるというやうなことで、金はまだ、殆んど資金等も融通を受けていないのであります。それにもかかわらず将来を約束されたやうな気がして復旧に努力しておるのでございまして、これらに對し、若し初年度に三割なんというのには到底出ない。補助率も考えただけけれども、現状通りだというやうなことになるならば、一体どうなるのかという不安があるのでございまして。従前の災害等におきまして、しばしばできるだけの復旧の補助を初年度に出すというやうなことは言われていたのでもございまして、現実にはやはり初年度には二割くらい、その次に三割、三割、二割というやうな程度で、二十三年の災害さえも今以てまだ片付いていないやうな現状にあるのでございまして、ケイト台風以前の本年度中の災害は、先ほど申しましたように被害総額から言つても、復旧事業費から言つてもルース台風よりかむしろ多いくらいでございまして、その復旧費の補助金等もまだはつきり決定になつていないやうにも伺つておるので、一応内定はしたとか言つておられますが、農地関係の百六、七十億のケイト台風等に対する内定と言いますか、割当の一割二、三分より出していないやうであります。こゝういふ大きな被害に對しては、これはルース台風と同

時に三割くらいになるやうに補正を出すやうな準備をしていられるかどうか。その点についてお答えをお願いいたします。○説明員(平川守善) ルース台風につきまして、特に回復の速度を初年度に三〇%くらいにしたいといふことは地元からも熾烈な要望があります。政府としても何とかしてやういふ扱いにしたいといふことで工夫をいたしておるのであります。私どももやういふ線に沿つて要求をいたしておるわけでありまして、その場合にケイト台風との関係であります。ケイト台風につきましても、やはりルースについてやういふ扱いができるならば同様の扱いをしてもらいたいといふのが我々の要求でございまして。もとよりこゝういふ大きな問題でございまして、金額にいたしましては、政府としてなお決定いたしておらんやうであります。私どももいたしております。その線に沿つて要求いたしております。それからこの予算が通常国会に勢頭に出るかどうかというやうなことにございまして、これは私のお答えする限りでないと思ひますが、ともかくもできるだけ早く必要なる補助金を出していただけるやうなことを私どもの立場においてはお求めたしておるのであります。今回の被害額は先ほど申し上げた通りであります。これに對しては、その事業費としては、おおよそ従来の災害についての地方からの申立と査定の結果との実績を見まして、その比率によつて想定いたします。と、大體復旧に要する事業費といひましては、農地関係で七、一%ぐらゐ、入植関係で七、六%ぐらゐといふ数

字が出ておりますので、農地関係においての事業費は約百五十億、入植関係においては約十一億くらいになるであらうというふうに推定しております。仮にこれを農地関係において三〇％初年度に行うといたしますと、事業費において約四十六億、これに対する補助金は約二十九億くらいに達する見込でございます。入植施設につきましては、家屋のことでありますので、一〇〇％回復するといいたしますと、事業費約十一億に對しては、補助金約五億七千万くらいというふうな経費になるわけでございます。これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ速かに補助金を予算において決定して頂くように要求いたしておりますが、それを待つてもおられませんでしたに、緊き資金の問題を政府全体として建設省も含めて考えておりますは、特に農林関係におきましては、長期融資の関係或いは農林中金の自己資金による緊きというふうな手を打つておるわけでありまして、これによつて實際上植付の関係のあります農業においては、できるだけ速かに復旧の上るようというところを考へておるわけでありまして、それからなお補助率の問題につきましては、先ほど申し上げましたような、一般以上の高率な補助ということにつきましては、やはり特に激甚なる地帯に對する例外的な率を定めるといふことであらうかと存じます。大体の地方におきましては、やはり従来の法律に基く六割五分或いは五割という補助率をとつております。特に或いは村として非常に被害が甚大であるといふところについては、建設省のほうの公共事業

業におけるスライディング・システムのようなものを参考にいたしまして、ああいつたふうな制度を考えられないものかというところを目下研究してゐる次第でございます。

○溝口三郎君 復旧事業費の見込額は、従来の例に倣うと大体被害額の七割くらいになるので、約百五十億くらいに御説明があつたのですが、今回の災害におきまして、殊に干拓堤塘が問題になつておるのでございまして、干拓堤塘の方法というふうなものは今までとはよほど變つた考え方でありまして、これは鹿兒島の海岸堤塘等は今まで練積等をやつたのだが、全部これは破れてしまつて、非常に厚いコンクリートの護岸に全部を變へたといふことを聞いておつたのです。この干拓堤塘の復旧事業費につきましては、原形復旧というふうな今までの考え方ではこれは絶対に私はいけなないのである。できるだけ丈夫な改良工事を更にやつて行く必要があると思ふのでありまして、それらの点については今度査定をなさつて、復旧費の予算を計上されるときには、従来の例以上にこの改良事業のことは十分にお考へになつて予算を計上して頂きたいと思ふのでございまして。

第二番目にお伺ひしたいのは、補助率についてでございますが、これは先ほど農地局長からの御説明もあつたこととございまして、只今最も問題になつておりますのは干拓堤塘についてでございます。農林省関係の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、これは現行法でございしますが、これによりまして、公共施設として干拓堤塘は六割五分といふこ

とになつておる。そうして改良工事を加えたものは改良の部分には五割を出すことになつておる。これは現在におきましては、地元の負担能力も殆んどないのでございまして、鹿兒島の六百町歩中十数カ所の干拓等は約五億の復旧事業費と、そのほかになお三、四億の改良工事を加えなければ將來安全な干拓堤塘にはならないように聞いておるのでございまして、それに対して六割五分の補助率でやる。平均しても一歩分九万四千くらいかかる。多いのは十数万円の反当の復旧費がかかる、その上に改良も加えた工事をやつて、それについて六割五分、改良の分は五割といふことならば、これは恐らく復旧は地元ではできないのじやないかと考へるのであります。建設省関係におきする公共土木施設の災害復旧事業費国庫負担法においては、これは工事費が収入の二分の一までは三分の二、二分の一からは二倍までは四分の三、二倍以上のものは全額を地方自治団体に補助するよう規定になつておるのでございしますが、同じ目的の海岸の堤防に對して、農林省関係は六割五分、その隣りにある海岸堤塘は、これは国土の保全という意味から非常に激甚な災害に對しては全額だ、同じ海岸に並んでおるところでどういふ不合理な補助規定があるために、地元では非常に混乱しておるのでございまして、農業関係の干拓の堤防を農林省にお願ひすれば六割五分しかもらえない、これを町村管理等に任せば全額がもらえるのだといふようなことで、事実混乱して、どつちで一体やつてもらうかといふことが現実にはあるものでございまして、同じ目的の海岸堤塘ならば、私は

この農林水産業の国庫補助の暫定措置を速かに改正をして、そうして不公平のないような補助を出すような法律を是非ともこれは格えて頂きたいと思ふのでございまして。これらの補助率等についても被害の大きいものも小さいものも一律に六割五分といふようなことは、これは非常に不合理だと思ふので、是非ともスライディング制を採用して、そうして地元の負担の可能な限度で仕事をやらせるようにさせる必要があると思ふのであります。先ほど農地局長から御説明がありました、補助率の引上げの問題も一律に上げるのではなくて、被害の激甚なところだけは特例を設けるといふようなふうな承つたのでございまして、海岸堤塘については、私只今申しましたようなことで、これは全部法律を改正してやつて頂きたい。一般的の耕地関係、公共施設等については、これは被害の激甚なる地方に對しては現在でも特例を設けて、附則によりまして、二十一年の南海震災等においては高知県は九割、和歌山、徳島等は八割五分出しておる。十二年の新潟県の地江り等について、これは八割五分も出してゐる。こういう特例も現在あるものでございまして、これはその地区ごとではなく、私は被害激甚な県を単位に從來は考へておると思ふのでありますが、そういう点に對してはつきりお考えをお伺ひしたいのでございまして。補助対象になる基準額が、一カ所当り十五万円というふうなことになるかと承つておるのでございまして、これはもつと基準を下げてもらいたたいという要望もあるものでございまして。これは法律できめたのでなくて、内規できめてやるので

はないかと思ふのでございまして、それについての当局のお考えを承わりたいと思ひます。改良工事はこれは先ほど申しましたように、単に原形復旧では絶対に干拓堤塘等は將來において安全なものではないのであります。堅固なものに對しては復旧事業と同率の補助率を適用するようにする必要があると思ふのでございまして、そういたしますと、先ほどお話の初年度三割といふようなことが、總体の復旧事業費の百五十億くらいを基にして考へていふと非常に増額しなければいかんという結果が出て来ると思ひます。それらのことをよくお考への上で改良工事の補助率を引上げることを考へられ、復旧事業費の初年度の分もできるだけ三割に近いものを確保して頂きたいという努力をして頂きたいと思ふのであります。開拓者の住宅等は、これは十四億に對して十一億くらいの補助金を見込んでゐるが、その半分くらいが開拓者の負担になるように同つたのであります。が、この開拓者の関係は、開拓という特性のあるところに対して、よく開拓に落着いて行こうというふうな人たちの家が壊されてしまふ、そして農産物も潮風等で殆んど全滅になつてしまふ、そういうところに対して、今までの例の通り一戸当りに十万円くらいずつの負担をして家を建てるといふようなことは非常に無理だと思ひます。又バラツクようなものも建てて、まだ数年経たないうちに、そういうところは暴風なんかで吹き飛ばしてしまふといふようなことを繰返さないように、できるだけ丈夫な建築をするように農林省で制限を加えて、坪当り一万七、八

千円程度のものはもつと引上げてやる
というふうなことも考えて頂きたいの
でございます。それについてのお考え
をお伺いしたい。

○説明員(平川守君) 特に干拓堤塘等
につきまして、原形復旧というだけで
なしに、積極的に堅固な、再び災害を
受けないような施設にすることを以て
んで予算を考へるというお話でござい
まして、これは各地方からの非常に強
い要望でありますし、国家的に見まし
て極めて合理的、且つ長期的に見れば
却つて経済的なことと考へております
ので、これについては十分そういう点
を考へておきたいと思ひます。先ほ
ど申上げました事業費の査定が七割見
当になるであらうという事は、これ
は全く従来の実績を基準にしまして、
一応の腰だめのおおよその見当という
ものを見たわけでありまして、具体的
に各事業について査定をいたします場
合には、お話のような点も十分考へし
て査定する、それによつて予算は見積
られるということになるわけでありま
す。先ほど申上げましたものは、決し
てこのままで予算化するという意味で
はございせん。それから干拓堤塘に
ついての補助率の問題は御指摘の通り
の問題がございするもので、只今市町
村或いは県管理の場合等との差別待遇
のないように、合理的な制度を考へた
いというところで研究いたしておりま
す。できるだけ速かにそういう方向に
参りたいというところに努力をいたすつ
もりであります。それから補助率の特
に被害甚なる地方に対する高率適用
の問題でございしますが、従来お話のよ
うな特例を行なつて参つたのでありま
して、これは法律で一つ／＼きめてや

はりちつとも差支えないのでありま
す。只今考へておりますのは、一応公
共施設における建設費方面の取扱つて
おりますようなスライド制が一つある
わけでありまして、一つこういう制
度を参考にいたしまして、一定の基準
で特に激甚な或いは負担の困難な場合
というものを、一定の基準によつて出
で参りますような制度を考へたい。そ
れに対して一定の高率適用をするとい
うような制度を考へたい、こういうふ
うに考へております。法律で何県とい
うように指定するの、一つの方法でござ
いますけれども、只今考へております
ような、丁度建設費のやつております
スライド制のような考へ方で行つた
らどうかという事を考へておるわけ
です。それから事業の被害の小さい、
十五万以下の補助対象になつておらん
もの、これについて基準を引下げると
いう要望も各地方から非常に熱烈にあ
ります。これにつきましては、実は
予算にもおのづから限度もありまし
うし、この補助の限度を引下げるとい
うことはちよつと無理ではなからう
か。これに対してはやはり低利融資な
り或いは起債なりというような方法に
よつて地方で見てもらう。国は比較的
大きい部分について、急速に且つ必要
に応じて高率に補助して行くという
ふうな責任のおかけがいいのではな
からうかというふうに考へております。
それから開拓住宅につきましては、こ
れは確かにお説のように或る程度のし
つかりしたものでありまへんと、何遍
でもやられるということにもなりま
すので、或る程度の台風に耐えるよう
な建築を勧めたいと考へておりまし
て、補助率をいたしましては、一応従

来の例によつて半額補助ということに
考へておりますが、先般来住宅金融
公庫とも話合ひをいたしまして、この
差額の自己負担分につきまして、住宅
金融公庫の資金を借入れる制度を開き
たい、これについては大体話合ひが付
きまして、その不足分に対して一部融
資の途を開いて、それによつてしつか
りした建築をさせるようにしたい、か
ように考へております。

前のもので、すでに申込みが三倍にな
つておる。十八億に対して三倍になつ
ておる。十八億に三割に増したとい
うので、無論余裕はないと思ひます。
できればその分もこの際考へて頂き
たいのでございしますが、ルース台風と
ケイト台風については何らまだ農林漁
業資金の見込みが付いていないように
考へられるのでございします。従来の例
から言つて百五十億のルース台風の被
害の復旧の事業費と、ケイト台風の百
五、六十億の復旧の費用、両方を合せ
ると三百二十、三十億になつておるの
でございします。それに対するやはり五十
億くらいの災害復旧補助金の分、被補
助の分と合せて、従来の例から言へば
そのくらいの資金が必要なんじゃないか
と考へるのでございします。できるだけ
そういう線に沿つて農林漁業資金の補
正予算も併せて出して頂けるかどう
か。それについてお伺いしたいと思
ひます。

でございします。それから農林漁業の長
期資金につきましては、これは私ども
といたしましては、でき得れば予算の
補正、補正予算なり、何なりによりま
して、これを追加することができれば
結構だ、できるだけ考へたいという
要望を以て相談中でありまして、仮に
そう行きませんでも、これは先ほど申
上げましたように、農林中金の資金等
によりまして、一時期年度まで繋いで
行くということによつて或る程度補う
ことができると考へております。でき
ないというところで折衝はいたしており
ます。それからケイト台風等に対しま
して、或いは今度のルース台風に対しま
しても、従来の本予算及び補正予算で
きまりました六十億の中におきまして
は、一応当初予定はしておりません
でしたけれども、県において非常に緊急
にこのほうに金が要する、場合によ
っては、そちらのほうに割当の範囲内
で優先的に廻すことは認めておりました。
これは今回のルース台風にも若干は廻
つて行くだろう、それは認めておりま
す。県の計らいによつて認めておりま
す。ただ何分にも先ほど申しましたよ
うに、全体として要求が多いものであ
りますから、それに廻る金額はいずれ
にいたしましては、そのまゝでは少いか
と思ひます。できれば補正をとりたい
というふうに考へております。

○溝口三郎君 農林漁業資金の補正予
算の問題につきましては、今お話が
ありましたが、前に出ておる六十億の
うちで融通してやつてもいいんだとい
うような御説明でございしますが、先
ほど私の申しましたように、災害が一
度起ると、そのときは非常に熱中してそれ

は、先ほど建設大臣が是非とも三割
くらいを出して、百億か、百五十億
くらいの初年度に復旧補助金を出すよ
うなことを言つておられるのでござい
ますが、そういうふうなことで、まだ続
いて百億か、百五十億くらいの繋ぎ資
金を出すようなふうに政府はやつてい
られるのかどうか。ケイト台風の時
には総額で五十億くらい出して、そ
うして予備金の八十億のうちで四十五
億くらいを出して、今そのまゝにしてあ
る。将来このルース台風等についての
繋ぎ資金について考へ方をお伺いした
いのでございします。農林漁業資金は、
これは先ほどお話のあつたように、
今補正予算で出している六十億につ
いては、災害関係はこれはケイト台風以

て、繋ぎ資金と、農林漁業資金の融通
についてお伺いしたいと思ひま
す。繋ぎ資金については、先ほど差
り全体で十億出したのだという御説明
がございしましたが、公共事業全体とし
て約五百億のものに対して約十億くら
いを出しておる。これは間もなく使つ
てしまふと思つてございしますが、繋
ぎ資金は従来の例でも、これは補助金
の出るまで補助金の肩替りをするのだ
というふうになつておるの、ございま
すが、先ほど建設大臣が是非とも三割
くらいを出して、百億か、百五十億
くらいの初年度に復旧補助金を出すよ
うなことを言つておられるのでござい
ますが、そういうふうなことで、まだ続
いて百億か、百五十億くらいの繋ぎ資
金を出すようなふうに政府はやつてい
られるのかどうか。ケイト台風の時
には総額で五十億くらい出して、そ
うして予備金の八十億のうちで四十五
億くらいを出して、今そのまゝにしてあ
る。将来このルース台風等についての
繋ぎ資金について考へ方をお伺いした
いのでございします。農林漁業資金は、
これは先ほどお話のあつたように、
今補正予算で出している六十億につ
いては、災害関係はこれはケイト台風以

て、繋ぎ資金と、農林漁業資金の融通
についてお伺いしたいと思ひま
す。繋ぎ資金については、先ほど差
り全体で十億出したのだという御説明
がございしましたが、公共事業全体とし
て約五百億のものに対して約十億くら
いを出しておる。これは間もなく使つ
てしまふと思つてございしますが、繋
ぎ資金は従来の例でも、これは補助金
の出るまで補助金の肩替りをするのだ
というふうになつておるの、ございま
すが、先ほど建設大臣が是非とも三割
くらいを出して、百億か、百五十億
くらいの初年度に復旧補助金を出すよ
うなことを言つておられるのでござい
ますが、そういうふうなことで、まだ続
いて百億か、百五十億くらいの繋ぎ資
金を出すようなふうに政府はやつてい
られるのかどうか。ケイト台風の時
には総額で五十億くらい出して、そ
うして予備金の八十億のうちで四十五
億くらいを出して、今そのまゝにしてあ
る。将来このルース台風等についての
繋ぎ資金について考へ方をお伺いした
いのでございします。農林漁業資金は、
これは先ほどお話のあつたように、
今補正予算で出している六十億につ
いては、災害関係はこれはケイト台風以

て、繋ぎ資金と、農林漁業資金の融通
についてお伺いしたいと思ひま
す。繋ぎ資金については、先ほど差
り全体で十億出したのだという御説明
がございしましたが、公共事業全体とし
て約五百億のものに対して約十億くら
いを出しておる。これは間もなく使つ
てしまふと思つてございしますが、繋
ぎ資金は従来の例でも、これは補助金
の出るまで補助金の肩替りをするのだ
というふうになつておるの、ございま
すが、先ほど建設大臣が是非とも三割
くらいを出して、百億か、百五十億
くらいの初年度に復旧補助金を出すよ
うなことを言つておられるのでござい
ますが、そういうふうなことで、まだ続
いて百億か、百五十億くらいの繋ぎ資
金を出すようなふうに政府はやつてい
られるのかどうか。ケイト台風の時
には総額で五十億くらい出して、そ
うして予備金の八十億のうちで四十五
億くらいを出して、今そのまゝにしてあ
る。将来このルース台風等についての
繋ぎ資金について考へ方をお伺いした
いのでございします。農林漁業資金は、
これは先ほどお話のあつたように、
今補正予算で出している六十億につ
いては、災害関係はこれはケイト台風以

て、繋ぎ資金と、農林漁業資金の融通
についてお伺いしたいと思ひま
す。繋ぎ資金については、先ほど差
り全体で十億出したのだという御説明
がございしましたが、公共事業全体とし
て約五百億のものに対して約十億くら
いを出しておる。これは間もなく使つ
てしまふと思つてございしますが、繋
ぎ資金は従来の例でも、これは補助金
の出るまで補助金の肩替りをするのだ
というふうになつておるの、ございま
すが、先ほど建設大臣が是非とも三割
くらいを出して、百億か、百五十億
くらいの初年度に復旧補助金を出すよ
うなことを言つておられるのでござい
ますが、そういうふうなことで、まだ続
いて百億か、百五十億くらいの繋ぎ資
金を出すようなふうに政府はやつてい
られるのかどうか。ケイト台風の時
には総額で五十億くらい出して、そ
うして予備金の八十億のうちで四十五
億くらいを出して、今そのまゝにしてあ
る。将来このルース台風等についての
繋ぎ資金について考へ方をお伺いした
いのでございします。農林漁業資金は、
これは先ほどお話のあつたように、
今補正予算で出している六十億につ
いては、災害関係はこれはケイト台風以

て、繋ぎ資金と、農林漁業資金の融通
についてお伺いしたいと思ひま
す。繋ぎ資金については、先ほど差
り全体で十億出したのだという御説明
がございしましたが、公共事業全体とし
て約五百億のものに対して約十億くら
いを出しておる。これは間もなく使つ
てしまふと思つてございしますが、繋
ぎ資金は従来の例でも、これは補助金
の出るまで補助金の肩替りをするのだ
というふうになつておるの、ございま
すが、先ほど建設大臣が是非とも三割
くらいを出して、百億か、百五十億
くらいの初年度に復旧補助金を出すよ
うなことを言つておられるのでござい
ますが、そういうふうなことで、まだ続
いて百億か、百五十億くらいの繋ぎ資
金を出すようなふうに政府はやつてい
られるのかどうか。ケイト台風の時
には総額で五十億くらい出して、そ
うして予備金の八十億のうちで四十五
億くらいを出して、今そのまゝにしてあ
る。将来このルース台風等についての
繋ぎ資金について考へ方をお伺いした
いのでございします。農林漁業資金は、
これは先ほどお話のあつたように、
今補正予算で出している六十億につ
いては、災害関係はこれはケイト台風以

みんな集中するんだが、過年度のことはもう半年もたつとみんな忘れてしまふ。今出ている補正の六十億というのは、これはケイト台風以前にこういう考え方でやつたのでございます。どうか農林省においては新しい問題は新しいものによつて、古いものについては余りそれを削らずに、古いやつは古いやつを片付けて行くのだという考えを以て是非々々やつて頂きたいと思うのでございます。それから恒久対策について伺いたいのでございます。いまは災害が近年年中行事のようになっていますが、災害が近年年中行事のようになっています。その都度大騒ぎをするようなことになつて、今御説明を伺つても、補助率の問題でも、年限の問題でも、復旧事業の予算の問題でも、提出時期でも殆んど確定したものはないのだ。非常に困難な問題であるのでございますが、いつ一休はつきりきまるかというところは被害県には非常に不安だろふと思ひます。そういうものについてはできるだけやつて頂くと同時に、災害が起つても即座にその法律等に基づいて処置ができるように、災害の頻発する危険性のある地域等に対しては、災害の防除法とかいうような特別立法でも持たせて制定するような考えは持つておられるかどうか。殊に海岸堤防等におきましては、従前に臨海農地保全法案というものを制定しようという準備をしていられたのでございますが、これらもそのまゝなつて、今海岸堤防等についての特別立法というものは必要はないのでございます。これは是非とも必要なことであると思ひますが、こういうような特別立法を準備していただけるかどうかを伺ひたい

したいのでございます。もう一つは、本年度の予算にも海岸堤防の保全費という予算が四千万円程度初めて新規事業で入つたのでございます。こういう災害の起りやすいような、老朽したような堤防等をあらかじめ補修して行くんだというところは、今回の災害等におきましても明らかにやつておるのでございます。二十七年年度の予算については、できるだけ多くこういうような災害防除の根本施設に対しての予算を計上するように御努力をお願いしたいのでございます。その二点について災害の恒久対策として今どういうふうな考へておられるか。お伺ひたいのでございます。

○説明員(平川守君) 恒久対策につきましても、もとよりこれが根本的な対策でありますので、いろいろ研究をいたしておりますが、法律で行くという必要のある部分は比較的少いんじやなからうか。海岸堤防につきましても、堤防の特殊の事情からいたしまして、堤防法のようなものを立案いたしまして、建設省方面ともいろいろ折衝いたして、又いたしておる過程でございますが、いろいろ問題もございまして、はつきりまだ確定をいたしません、むしろのはかの災害につきましては、むしろ問題は要するに予算を十分につけて堤防の補修なり、或いはそのほか防犯溜池であるとか、いろいろ施設を十分の予算を以て仕事を早く多量にやつて行くということが結局要点であると思ひます。海岸堤防につきましては特別法の相談をいたしておりますが、そのほかについては差当り法律的な措置は考へておりません。堤防の補修につきましても、又そのほかの防災施設につ

ましても、明年度においては大幅に予算の増額を要求いたしまして、仕事を急速に進めて行きたいというふうに今予算の要求中であるわけでありまして、○溝口三郎君 以上で私は質問を終りますが、なおこの際災害の対策として、罹災農家の営農資金、住宅資金等の融通、共済金の早期支払の措置、農業手形の決済の延期、種子・種苗の確保の措置、果樹園等の災害対策その他木炭の施設、畜産の施設等に対しても緊急措置を要するものが非常に多いのでございまして、これらにつきましても、農林当局においても考へておられてはいるのでございまして、善処を要するものでございまして、なおこの際特に附加で申し上げたいのは、災害地方における農産物の被害等については実情に即して供出の適正な割当をする必要があるということでございますが、それについては是非とも作況の正確な調査をすることが特に重要であるのでございまして、今日供出について知事会議等で非常に問題になつておる原因はいろいろあると思ひますが、災害地を視察いたしまして、どこかの町村に行きましても、作報の報告と県の報告とには二倍から三倍ぐらいの考へ方の違いがあるのでございます。鹿児島県等においては減産が六十万石というようなことを果は報告しておるのを、第二回の予想収穫では、この数字では二十万石ぐらいの減産というふうなことになるのでございまして。私は統計調査については行政整理等いろいろ問題があるものでございまして、日本の生産等について統計方式の如何にかかわらず、もつと充実して農民が納得して供出の

きるような統計調査をする必要があるというところを痛感したのでございまして、これらについても、災害等がつて、折角農林省が温かい手を伸べてやつておるのに、どこか地方へ行つてもこの供出の問題で、私も非常に地味から是非とも正確な調査をしてもらいたいという要望を聞いておるのでございまして。それを関係のほうへお伝えをお願いいたします。なおお伝えをお願ひいたしたのでございまして。そのほかには平衡交付金の増額、起債の枠の拡大、罹災農家の国税の減免等、必要欠くべからざるものがあるものでございまして、以上の災害対策等に関しましては、政府をして必要な措置を迅速に講ぜしめるために本委員会の意向を政府に対して申入れることにいたしました。私は考へるのでございまして、その点については委員長において適當な方法をお取計らいをお願いしたいのでございまして。私の質問はこれを以て終了します。

○委員長(羽生三七君) 只今の溝口委員からのルース台風に関し、政府が適切な対策を早急に進むべきであるという御発言につきまして全く同感でありまして、本委員会としてもそれを希望するわけでありまして、今朝ほど来承わつておりますと、本会議におきまして何らかの問題に関する措置がとられるよう計画も進められておると存じますので、一応それによつてこの農林委員会の意思も代表されるものと考へて行きたいと、こう思つておるわけでありまして、なお政府当局には今の溝口委員の御発言は本委員会全体の趣旨でもあるという意味で、一層希望実現方を要望いたす次第でございまして。

○宮本邦彦君 私は先ほど溝口委員からお話しになりました問題について、もう一度実は御質問申上げたいのですが、それは補助率の問題です。従来農林省でやつておられる補助率が公共事業六割五分、それから耕地復旧五割というふうな考へ方なんです。この考へ方が従来あつた補助率をそのまま踏襲しておるというふうなやり方で今日まで来られておるのではないかと。もうそこはすでに反省されていい時機が来ておるのではないかと私は思つておる。というのは、改良事業は御存じのように公共事業がやはり五割、ところが災害復旧で今溝口さんがお話しになられたように、ともかく災害復旧というものはそんなに簡単なものではないのです。私は実はこの間山口県に参りまして、あの佐波川、あの辺の話をお聞き、又錦川の沿線をつつと見て参つたのですが、この地方の人々の負担能力というものはもう限界に達しておる。自己負担なんというふうなものは限界にもうとうと達しておつて、それ以上の大きなものがあつたひい災害じやないかと思ふ。そういうものの改良もたつた六割五分の負担率である。それでやれるかどうかというふうな問題に対しては、私大いに早く農林省自体が反省されて然るべきものじやなかつたかというふうな私感を持つておるのです。というのは、もう一つ申し上げれば、公共事業というものの考へ方になつとも思ふ。農業関係の公共事業は、公共事業の枠の中に入つておられるわけですが、あれは建設省の公共事業と別な性質のものだというふうなふうに実は一時噂されたようなことを私は聞いておるのです。未だにそういう考へ

方が農林省の当局の内部にあるのかどうか。明らかに公共事業であるならば、何も私が申し上げた錦川のようなああいふ沿線のような、もう負担能力というものは全然ないというような所へ、なお六割五分というような負担率で以て災害復旧ができるものかどうかということをお聞きしたいのでございす。それからもう一つ、若しできないものだとするならば、これは当然何かの措置を講ずべきものではないか。それから又承れば、私農林漁業のほうの低利資金の融資の地元負担分についての融資の関係を聞いたのであります。これはやはり地元負担分の八割しか融資はしない、災害復旧においても地元負担分の八割だということをお聞きしておるのでございす。これはこの一般の土地改良の公共事業の地元負担分の大体八割だそうでございす。そこところは全く平面的に、画一的な、ちつとも災害復旧という本質的なものを組み入れてないところの考え方じやないかと私は思うのです。こういうものに対して、局長はどういうふうにお考えになつておられるか承りたい。

○説明員(平川守吉) 災害の場合において、地元民の自己負担の能力が非常に一般改良の場合に比して乏しいというところは、これはお話の通りであります。ただ又その公共事業的な性質において建設費関係のものとは違つて、いろいろな話があつたというふうなお話でございすけれども、これはおのずから事柄によつて程度の差はあるかも知れませんが、いづれも公共的の意味を持つた仕事であるから、従つて公共施設としての助成をするというこ

とであつて、事柄の性質、本質が違つて、わけじやないので、程度の差である、こう考えております。従いまし、その災害に対して地元の負担に堪える程度までは負担してもらつて、相当程度の高率の補助をするということもこれ又当然の話でございす。ただ今の六割五分、五割というような平面的な補助率をどんな災害にも適用しておるといふところに不合理な点があると思ひます。従つて先ほど申し上げましたように、結局地元の負担力と災害の大きさから、従つて又地元の負担力ということにもなるかと思ひます。が、そういう点を考慮した補助率のスライド制と言ひますが、そういうことを考えるのが合理的じやないかということも只今研究しておるわけでありす。お話のごとく、結局地元の負担能力というものを考慮に入れてこの補助率を按配するというのが合理的であると思つております。それからこの地元の長期融資の場合に、地元負担額の八割、こういうことをきめておりますが、これは結局災害復旧のうちに相当自家努力でやる部分があるだろう、勿論自家努力といへども、その場合に生活して行かなければならぬわけでありす。それから、一部分非常にひどい災害の場合においては、これに対する融資ということも考えなければならぬ。いかに知れんと思ひますが、併しまあ相当程度自家努力で復旧するという面があると思ひます。従つてそれを全額みとつておるわけでありす。決してその負担力の問題についてこれを輕視しておるという意味ではありせん。要するにそういう意味において、自家努

力的の面については融資をしないでもいいじやないか。こういう考え方から来ておる次第であります。

○門田定藏君 私はこのルース台風の被害の見舞いかた、山口、島根、福岡、熊本と行つて見て参りましたが、今回のこのルース台風によつて破壊された箇所を大体見ましたが、多く破壊されておるところは一体どういふところか破壊されておるかと言ひます。うと、一時一旦破壊されたところが又破壊されておる。これは何でかという、恒久的な復旧をせずに、一時ほんの間に合せの應急的な復旧をしてある。そこに限つてみんな破壊されておる。それで今度はこのルース台風によつて破壊された箇所を復旧するに當つては、あんな一時的な復旧をしてもこれは駄目である。例えば一億圓要するところは二億、何なら五分の一でもいいから恒久的な復旧をせよというところ、何にもならぬことになるということ、痛切に感じたのであります。それから今局長が言われましたが、復旧に當つて、宮本委員の質問に対して八割とか何とかというところは自家努力というふうなものを含まれておる。こういうことを言われましたが、これは大きな間違いではないか。例えて申しますと、私の家の屋敷とか何とかが破壊された場合には、それは個人としての自家努力はこれが必要であらうけれども、県道であらうと何であらうと、関係のないところの農村の農道とかが破壊されておるものが自家努力云々なんというところは、これはそういうことがあつたとすればこれは大きな間違いである。個人のものを、例え

ば我が米を供出して、生産費も償

わんような安い価格で供出さしておる。それでも私の田地ならば或る程度までは自家努力でやるけれども、これに対して村道や農道が破壊されたのに、これを自家努力とか何とかいつていうことがあつたとすれば、これは大きな間違いである。只今局長の話を聞きまして私はびっくりしましたが、今後私はそういう考えがあつたとすれば根本から改めて復旧に當つてもらなければならぬ、こう考えております。局長はこれに対してどういふお考えであるか、局長のお考えを承りたいと思ひます。

○説明員(平川守吉) この復旧を非常に十分にやらないために又災害を受け。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、そういう点は十分に考へて、いわゆる原形復旧という形にこだわらずに、積極的に安全度を高くする、という考え方をとおるわけでありす。それから只今申しましたこの八割という問題はちよつと誤解かと思つておりますが、つまり補助金を出しますつきましての総事業費を計算いたします場合には、その自家努力も何もみな計算しておるわけでありす。自家努力も何もみな計算しまして、その事業費を計算します。それに対する六割五分の……補助が何割、こうきめるわけでありす。ただ先ほどお話のありましたのは、その残りの例へば六割五分の補助がありまして三割五分は自己負担になる。その自己負担に對しまして融資するわけでありす。長期の融資をするわけでありす。これは金を借りるのでありすから補助ではないわけでありす。

その借りる場合に、どの程度まで金を貸すかということになりますと、折角自家努力で村の人が共同施設について一緒に働いて、それによつて復旧する部分があるわけでありす。それをこの利息の付く金を強いて貸すということは必ずしも適当じやない。そういう意味において金を貸す限度は、残りの自己負担分の八割、こういうことにしておる。補助のほうは、勿論計算するからには自家努力の分も十分対象に入れて計算しております。

○門田定藏君 今自家努力についての話はわかりましたが、自分の労力で済むものに貸す必要はないというお話でありましたが、我々は災害地を廻つて見ましたが、やりたいけれども金がな、成るべく早く復旧するために融資してもらいたい、自分の労力によつてできる金を貸してくれというのではない、皆あの災害地の人は早く、十割のものは八割でも何ぼでも早く貸してもらいたい、それを誤解ないようにしては、自分でできるところの労力の金を貸してくれという人は一人もない。早く融資をしてもらいたい、そこを当局は考へて早く復旧に対する、まあどれだけ要るか、まだ私どもは全額は調査しておりませんが、あの惨状を見て、早くやらんという、又来年でもその次でも来たらず又やられてしまふ、今言ひましたのは、決して誤解のないように、あなたこそ考へてもらわなければならぬ、自分でできることを貸してくれというのではない。皆早く貸してもらいたい、そういう意味です。十分この点を御記憶願ひたいと思ひます。

七

況その他を勘案いたしまして、二千五百五十万石にアブルヴァルをとつた次第であります。そこで割当會議が少し遅れまして、御承知の通りに十二日から開いたものであります。ところが知事側の意見といたしましては、第一項に示した統制撤廃に関する政府の方針が約一カ月間いろいろ國民を迷わしたという点が一点と、それから政府の声明がどうもはつきりせないというので、数項目に亘る質疑と申しますか、十二日の割當會議の前に知事の世話人会が開かれ、それに引續いて知事の懇談会が十一日に開かれたのであります。その際の申出はたくさん項目はありますが、主なる点を説明を申し上げますと、こういうことであつたのであります。本年産米の供出については、先に二回に亘り重要事項につき要望してあるが、重要事項というのはこの中に含んでおりますから省略いたしまして、今以て政府の供出に関する方針は、主食の統制撤廃問題と絡み合つて甚だ不明瞭なものがある。よつて供出割當に先だつて次の事項を明確にされたい。第一項は、政府の声明は公式発表と心得てよいかどうかということで、これは大臣から公式発表だということに答弁いたしました。今回の供出割當二千五百五十万石の算定の基礎並びに性格如何というところは、絶対量か、自主供出による期待量かということであつたのであります。これは絶対量だという説明を申上げたのです。少くとも本年産米は米の統制撤廃を行わないというところ、それに関して政府の正式な声明を発表する意思はないかということであつたのであります。これは先般の発表を以て正式の発表と心得てもら

いたいということでありまして、そこで供出に直接関係のある問題は、そのほか麦及び雑穀の代替供出を認めるかどうかということと、五等米及び屑米を供出の対象とするかどうかと同時に、この奨励金を交付するかどうか、こういうことが問題の中心点になつたわけでありまして、そこで十二日の會議におきましては、大臣から説明を加えて、いろいろこれらに関する論議が交されたのであります。農林委員は御案内の通り本年が選出の第一回でありまして、協議会はできておりますが、一応知事と同一な説明を聞いた上で、質疑応答の十分な時間がなかつた関係から、その日の午後四時まで休憩になりまして、その間に只今申上げたような案件についての政府折衝が行われたわけでありまして、ところがたゞ農林委員会のほうでもいろいろ協議をされました結果、二千五百五十万石というところは、これは過当な数字であるという観点から受けられないというようになつたのであります。昨日はそれを中心として、政府は再びその筋への交渉も大臣がいたしたのであります。先ほど申上げたような絶対量であるという点と数字の点から考えまして困難であるということがはつきりして参りましたので、本日引續き総理大臣官邸におきまして、知事側及び農林委員側との間に懇談を進めておるのであります。丁度懇談中でありまして、結果はまだ私も承つておりませんが、併し奨励金と申しますか、特別な措置をめぐつていろいろ検討を加えられておるようであります。本日或いは明日くらいには大体御了解が願えるものだと私は考えを持つて

おるのであります。説明といたしましては甚だ不十分かも知れませんが、以上申上げまして、何かお尋ねでもありますれば承ることにいたします。○片柳眞吉君 これはあとの都合もありまして、今日は内容は内容の質問は余りいたしません。今度の統制撤廃を棚上げをした方針について、今少し詳細に具体的にこれに関連してお聞きをしたいと思ひます。そういうことを保留いたしまして、私は今日の質問はごさいません。○委員長(羽生三十七君) 他の委員の皆さんにおかれましては、やはり同様根本的な問題で御疑念があると思ひます。これは後日に質疑を譲つて頂きたいと思ひます。従つてこの問題はこの程度にいたします。○委員長(羽生三十七君) 次に昨日懇談会の際に、宮本委員から御要望がありまして、例の行政整理に關しまして、行政整理庁から事務当局の出席を求め、農林関係のうちで主として食糧、統計等の問題を中心として整理基準を言ひますか、この問題の取扱について簡単にいから説明を求めたいと思ひます。行政整理庁の中川管理部長。○政府委員(中川龍君) 今回政府が国会に提案いたしております行政機関職員定員法の一部改正法案によりまして、現在の各省庁の職員約八十九万のうち約九万人近い人が整理になるわけでございます。そのうちで農林省関係でございます。これは現定員八万五千二百七十九名のうち二万六千七百六十五名が削減になります。その主なものといたしましては、食糧庁関係及び統計調査事務所関係等があるわけでございます。このうち食糧庁関係の分

につきましては、政府の原案におきまして、食糧特別会計の職員三万九百六十五名のうち一万五千九百二十三名を削減する案でございます。この案は米穀の統制解除を前提として作られました数でございます。初めに提案されました行政機関職員定員法一部改正法案におきましては、附則におきまして特に一項を設けて、若し明年四月一日までに米穀の統制が解除にならなかつた場合には、このうち七千九百六十一名を限りまして、予算の範囲内において政令で以て増やすことができるといふ項目を入れてございまして、つまり衆議院の審議中に政府の声明がございまして、米穀の統制解除は四月一日までは大体行われなかつたことが明らかになりましたので、これは衆議院におきまして、この改正案に對しまして修正が行われました。最初の原案におきまして、附則に書いておりました政令で増やすことができるとなつておりました七千九百六十一名の人員をそのまま正規の定員といたしまして、本表のほうに追加になつた次第であります。その次に統計調査関係でございます。これは現在の定員一万四千四百六十二名中、六千四百六十六名を削減して、新定員八千五百五十六名になることになつております。この主たる理由は行政簡素化の線に即しまして、従来大抵郡単位を基礎といたしまして必要なる数字を出しておりましたものを、大抵県単位まで引上げるといふことをいたすということから、かような人員の削減が可能であるという計算に立至つた次第であります。なおそのほかにおきまして、農林省関係にお

きましては、相当多数の項目につきましては、整理が予定されておるのでございまして、結局今回の定員法自体といたしましては、農林省全体につきましての總定員をきめる趣旨になつておりますので、政府内部におきまして、閣議で決定いたしました際には、或る程度項目を分けて、おのづからつきまして整理数をきめたのであります。つきましては、農林省に於いて適当と認めるところによりましてそれを修正する、つまり總定員は変更しない限度におきまして、内部において事務の実情に即してこれを修正することが認められております。従ひまして個々の具体的な細目につきましては、農林当局より御聴取下さるのが適當ではないかと存じます。併しながら政府といたしまして、閣議決定いたしました際におきまして、結局当初の案、今回の行政整理の大体基礎になりましたものが、八月頃に行われました政令諮問委員会への答申というものが一応の参考案になつたのであります。その際におきましては、相当思い切つて事務の整理等をいたしまして、或るものによりましては十割定員を削減するものが適當であるというような答申が出たものもあつたのであります。それらはその後におきまして事務の折衝におきまして、結局さうな大幅な削減は大体いたさないことになりました。大体大きなものでも三割程度のものにとどまつておる状況であります。いろいろ項目によりまして三割程度のもあり、二割程度のもあり、一割程度のもあり、更に全然整理しないというふうなものもございまして、定員法に盛られ

時代の農民苦難の状態が再現するから、米麦統制撤廃の措置には反対せられたいとの請願。

第五六七号 昭和二十六年十月二十日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願者

熊本県葦北郡大野村熊本県米麦統制撤廃反対同盟内 徳永宗起外一万一千三百三十六名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第五九四号 昭和二十六年十月二十三日受理

積雪寒冷作地帯の土地改良事業施行に関する請願

請願者

岐阜県大野郡大八賀村
長 瀬ノ上市郎右衛門
外十九名

紹介議員 古池 信三君

寒冷地帯飛騨地方の増産計画に対する最も緊急な対策は、かんがい排水事業と農道整備事業である。しかしてこれ等の事業は、ばく大な資金と労力を要するので、困窮している農家経済では、行行困難であるから、本地方の特殊事情を考慮され、すみやかにこれ等事業が着手できるよう処置せられたいとの請願。

第五九五号 昭和二十六年十月二十三日受理

土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願

請願者

岐阜県大野郡大八賀村
長 瀬ノ上市郎右衛門
外十九名

紹介議員 古池 信三君

岐阜県飛騨地方は、山間部の関係上耕地面積は少ないが、かんがい水は山間の水源を求めるのでその箇所数が非常に多い。しかしてこれ等の耕地の水路、農道、井せき等の公共施設は、山林の濫伐によつて豪雨ごとに相次いで災害が起る突状であるが、これ等災害に對する国庫補助費は、一億七千五百万円に對してわずかに六千万円に過ぎず、県および市町村の独力によつては、恒久的な土地改良ならびに災害復旧事業は、行行し得ないから、当地方の特殊事情を考慮され、土地改良事業

等の国庫補助を増額せられたいとの請願。

第六一二号 昭和二十六年十月二十三日受理

装てい師の免許試験制度廃止反対に関する請願

水戸市北三ノ丸一二五
茨城県装飾協会長 中
村清兵衛外三百八十六

紹介議員 小串 清一君

今般政府は、行整機構改革に伴い装てい師の免許制を廃止することであるが、装てい師が農民に与えた利益保護は少なくない。また装てい師の免許制が廃止されたあかつきには、技術の低下によつて有資農業の発達、小運搬輸送力等を阻害し、国家的損失は大きいから、装てい師の免許試験制度廃止に對しては反対であるとの請願。

第六一五号 昭和二十六年十月二十三日受理

装てい師の免許試験制度廃止反対に関する請願

福島市杉妻町福島県装
飾師会長 松下勉

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第六三二号 昭和二十六年十月二十三日受理

装てい師の免許試験制度廃止反対に関する請願

香川県坂出市坂出町
一、四四九ノ一香川県
精麦工業協同組合理事
長 高畑勝

紹介議員 有馬 英二君

政府は國際情勢の好転を予想し、順調な輸入食糧の見通しを立てているが、國際情勢はむしろ悪化し、外貨の獲得は全く保証されない現状である。かかるときに麦類の統制を撤廃すること、は、農村に商業資本が台頭し、不当な投機的傾向が助長されて生産面にも消費面にも混乱が生ずるから、麦類の統制撤廃には反対であるとの請願。

第六五七号 昭和二十六年十月二十三日受理

農林省厚狭干拓東地区工事促進に関する請願

山口県小野田市長 姫
井伊介外二名

紹介議員 中川 以良君

山口県小野田市の耕地面積は、田畑合せて七百四十一町歩、これによる主食生産量は、市民の消費量の百二十日分にすぎず、加えて戦時戦後の石灰採掘によつて、飲害耕地は二百町歩に達し、被害はなお続出の傾向にあるため、農林省厚狭干拓東地区工事の完成は、同市の農耕地増成と安全に大きな期待をかけられている。しかるに同工事は、昭和二十二年に捨石作業が行われたまま放置されているが、同地区に側接する有帆河口のしゅんせつ渠工事によつて、干拓地内への土砂搬入が容易であるから、同工事の進捗をよくおよび工事費節約の見地より、すみやかに同工事を再開継続せられたいとの請願。

第六五八号 昭和二十六年十月二十三日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願

東京都千代田区神田三
崎町二ノ四日本炭鋸労
働組合内 武藤武雄

紹介議員 楠見 義男君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第六八二号 昭和二十六年十月二十三日受理

ルース台風災害による農業土木施設復旧費全額国庫負担等に関する請願

長崎市松島町又ノ三五
ノ一農協連合会館内長
崎県農業団体協議会
内 平瀬末雄

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊一郎君

長崎地方のルース台風による、農作物、農業土木施設等に対する被害は、まことにじん大で、さきに害虫による打撃をこうむり、この度また重ねての大被害にあひ、困窮の底にあえぐ農村経済では復旧の見込が立たないから、すみやかに係官を現地に派し、実状調査の上、(一)農業土木施設復旧費の全額国庫補助、(二)実状に即応する米の供出割当、(三)本年産米の検査に格外米を認めること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第七九号 昭和二十六年十月十九日受理

麦類統制撤廃反対に関する請願

香川県坂出市坂出町一、
四四九ノ一香川県精麦工
業協同組合理事長 高畑
勝

紹介議員 和歌山県東牟婁郡四村
長 西律

國際情勢は、むしろ悪化し、輸入食糧の資金面についても外貨の獲得はまったく保証されていない。かくて麦類の統制撤廃が行われるときは、農村に商業資本が台頭し、投機的傾向が助長せられて生産面にも消費面にも多大の混乱を生ずる虞れがあるから、麦類の統制撤廃を反対せられたいとの陳情。

第八〇号 昭和二十六年十月十九日受理

米麦統制撤廃反対に関する陳情(二通)

長崎県南松浦郡若松村荒
川郷 中島春義外五十名

陳情者 川郷 中島春義外五十名

政府は、米麦類統制撤廃の措置を講ずるとのことであるが、これが実現のあかつきは、ぜい弱な農業経営者にとつて、大困窮と不安とを与え、加うるに、再生産資材の高騰と一般物価の値上りによつて生産費の増大をきたし、消費者におよぼす影響も少なくないから、米麦統制撤廃の措置には反対せられたいとの陳情。

第八九号 昭和二十六年十月二十日受理

米麦統制撤廃反対に関する陳情

佐賀県議會議長 田中虎
登

陳情者 佐賀県議會議長 田中虎登

この陳情の趣旨は、第八〇号と同じである。

第九八号 昭和二十五年十月二十二日受理

土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

現在土地改良事業は、国庫補助金交付の上に大きな制限が加えられていてこ

第九九号 昭和二十六年十月二十三日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願

香川県坂出市坂出町一、
四四九ノ一香川県精麦工
業協同組合理事長 高畑
勝

政府は、國際情勢の好転を予想し、順調な輸入食糧の見通しを立てているが、國際情勢はむしろ悪化し、外貨の獲得は全く保証されない現状である。かかるときに麦類の統制を撤廃すること、は、農村に商業資本が台頭し、不当な投機的傾向が助長されて生産面にも消費面にも混乱が生ずるから、麦類の統制撤廃には反対であるとの請願。

第九九号 昭和二十六年十月二十三日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願

香川県坂出市坂出町一、
四四九ノ一香川県精麦工
業協同組合理事長 高畑
勝

紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第六三二号 昭和二十六年十月二十三日受理

装てい師の免許試験制度廃止反対に関する請願

香川県坂出市坂出町一、
四四九ノ一香川県精麦工
業協同組合理事長 高畑
勝

紹介議員 有馬 英二君

れが事業推進のあい路となつてゐるから、国庫補助金の大幅増額と適用条件の改正を図らねばならぬとの陳情。

第一一九号 昭和二十六年十月二十三日受理

治山事業の拡充強化等に関する陳情
陳情者 福井県内福井県治山治水協会の内 田中八百八外四名

国土荒廢の現状に鑑み、治山事業をさらに拡充強化するとともに、(一)国営治山事業の全額国庫支弁、(二)水源林造成の育費および保安林改良事業費国庫補助等の実現を図らねばならぬとの陳情。

第一二二号 昭和二十六年十月二十三日受理

日本茶業の復興振興に関する陳情
陳情者 東京都港区芝留七社団 法人日本茶業協会会長 森田豊寿

日本茶は、国民保健飲料として不可欠の必需品であるばかりでなくわが国貿易の創始以来重要輸出品として国家経済に寄与し、終戦後も速早く見返り物資に採り上げられ日本再建の一翼を担い年々輸出の増進を見ているが、いまだ戦前の半に過ぎず調和条約締結を機として茶業の急速なる復興を図り、その増産と輸出貿易の振興を期することは喫緊の急務であるから、これが目的達成のため諸施策の急速なる実現を期せられたいとの陳情。

第一二三号 昭和二十六年十月二十三日受理
小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情(二通)

陳情者 和歌山県日高郡川中村 長 原見柳外五名

食糧自給の強化を図るためには、土地改良事業の普及徹底による他ないが、同事業に対する国庫補助は、昭和二十三年度以降、一地区三百町歩以上に制限されているため、小地区耕作農民は全くこの恩恵を受けることができない現状であるから、同事業の普及徹底を図るため、五町歩以上の土地改良事業に国庫補助を交付せられたいとの陳情。

第一三五号 昭和二十六年十月二十三日受理

米麦統制撤廃反対に関する陳情
陳情者 宮城県名取郡玉浦村下野郷 長谷川実夫

この陳情の趣旨は、第八〇号と同じである。

第一三六号 昭和二十六年十月二十三日受理

米麦統制撤廃反対等に関する陳情
陳情者 宮城県柴田郡沼辺村大字沼辺字山之上一九二 桜井信郎

政府は米麦の統制を撤廃することであるが、現下の農業経営における農家の貧困に一層の拍車をかけることになるから、米麦の統制撤廃に反対すると共に、食糧事務所職員行政の整理について、農産物の取引に混乱をきたし、生産者に多大の損失を与えるから、食糧事務所職員の行政整理に反対であるとの陳情。

第一三七号 昭和二十六年十月二十三日受理
鹿兒島県上尾久村小瀬田開拓地内杉植林地保存に関する陳情

陳情者 鹿兒島県熊毛郡上尾久村 長 荒木武熊外一名

昭和二十年の新農地法施行により、鹿兒島県上尾久村においては、小瀬田部落を中心に東西八五キロ、南北七三キロの地域が買収となり、昭和二十二年には同部落を中心とする約一千町歩が農林省の入植開拓地区に指定され、小瀬田部落に於て唯一の用材供給地である杉植林地も入植者に対する土地配分地域となつたが、これは部落民にとつて重要な問題であるから、約三十町歩の同植林地および現在造林中の二町歩を入植配分地域より除外せられたいとの陳情。

第一三八号 昭和二十六年十月二十三日受理

土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情
陳情者 和歌山県東牟婁郡下里町 農業協同組合長理事 橋本利左衛門

この陳情の趣旨は、第九八号と同じである。

十一月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「交付することができ期間」を「交付する期間」に、「毎

年」を「毎会計年度」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により毎会計年度交付すべき奨励金のうち、増資奨励金については、その額の一部を翌会計年度において交付することができ。

第十二條第二号中第三條の下に「又は第十八條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を、第三号中「第九條第一項の下に」又は第十八條第四項を加える。

第十八條第二項を第五項とし、同条第一項中「指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日まで」を「第二項の期間内」に改め、同項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合で再建整備を行おうとするものは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作製し、これに基づいて再建整備計画をたてなければならぬ。この場合には、第三條第三項の規定を準用する。

2 前項の規定による再建整備は、指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する目標を達成するように行わなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が更に合併によつて解散した場合

合において、当該合併によつて成立した農林漁業組合又は当該合併後存続する農林漁業組合に準用する。

第二十條及び第二十一條をそれぞれ第二十條及び第二十四條とし、第十九條の次に次の三條を加える。

(法人税法の特例)
第二十條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合(当該農林漁業組合が昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度の終了の日以前に合併によつて解散した場合に於ては、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合で第十八條第一項の規定により再建整備を行うもの。次条及び第二十二條において同じ。)の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度(以下「基準事業年度」という。)の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて解散した農林漁業組合の当該欠損金で合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものを含む)は、基準事業年度及び基準事業年度の終了の日後に開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、基準事業年度において青色申告書(法人税法第二十五條第一項の申告書を

山口県小野田市は、元來大部分が干拓地で、満潮面より約三メートル低地のため常に風水害の危険にさらされ、すでに昭和十七年の台風による海岸堤防決潰の際は、三十日間中央市街地区四百町歩は海底に没するの惨害があり、従つて現在堤防の外面に築設される農林省厚狭干拓東地区工事の完成は、自然に堤防の補強となり、農地の

増成と同時に市民の安住と福祉ならびに郷土開発上重要な価値を有するものであるから、本年度補正に引き続き明年昭和二十七年に右工事事を完成せられたとの請願。

第七六二号 昭和二十六年十月三十一日受理
岡山県英田郡外六郡を積雪寒冷地帯に指定の請願

請願者 岡山県真庭郡富原村長 松尾智猛外三名
紹介議員 加藤 武徳君
岡山県は、気候温暖多角的進歩的農業経営地方として一般に認められているが、これは主として瀬戸内海に面する県中南部地帯であつて、県北部の英田、勝田、真庭、阿賀、久米、川上の七郡は鳥取、島根、兵庫の各県と状況を同一にする典型的な積雪寒冷地帯であるから、積雪寒冷地帯地帯振興臨時措置法による積雪寒冷地帯として英田郡外六郡を指定せられたとの請願。

第七六三号 昭和二十六年十月三十一日受理
米麦統制撤廃反対に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺 九〇 宮本せつ子外三千八百六十一名
紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七八五号 昭和二十六年十月三十一日受理
開拓者の安定対策確立に関する請願
請願者 東京都千代田区大手町 一ノ五全日本開拓者連盟内 村山藤四郎
紹介議員 石原幹市郎君

開拓者資金融通法による融資は、最近の入植者に対しては大体適当に出ているが、昭和二十二年以前の入植者に對しては融資計画量の六割程度しか貸付がないため、営農の基礎条件である家畜の導入整備等に支障をきたしているから、これら過年度入植者の営農安定化のために、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第八一〇号 昭和二十六年十月三十一日受理

鹿兒島県の昭和二十六年度供米に関する請願
請願者 鹿兒島市山下町三七鹿兒島町村議會議長 内 高野季信
紹介議員 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

ルース台風は鹿兒島県下全域に猛威をふるい、収穫の寸前にあつた稲作に壊滅的な被害を与へ、この結果本県の米の収穫は六割の大減収が予想され、農民の大部分は飯米にもこと欠くことが予想されている実情であるから、昭和二十六年度の本県供米は自主的供出とせられたとの請願。

第八一一号 昭和二十六年十月三十一日受理

請願者 長野県北佐久郡小諸町 甲二、六七八 小山宗一
紹介議員 羽生 三七君

浅間山麓の長野県側一帯とくに北佐久郡小沼村より小諸町を経て大里村を経て至る数百町歩の山林地帯は、から松

の最適地で、国内の建設工事に使用する丸太の大半は、この地から供給されている。しかるに昭和二十五年より発生した黒星葉蜂が、落葉松の葉を食い荒し、緑の林となつち丸裸にしたが、この虫は新芽発生の頃に幼虫が発生するため、将来が憂慮されているから、右害虫駆除の万全を期するため、飛行機あるいはヘリコプターの使用について善処せられたとの請願。

第八一二号 昭和二十六年十月三十一日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願
請願者 神奈川県川崎市南渡田町二、七三〇 篠原猛外五名
紹介議員 赤松 常子君

現在わが国の食糧事情は、年間約三百万トンの輸入を仰ぐ状態、しかも輸入資金の事情は楽観を許されない現状にある。かかるおりに米麦の統制撤廃を行うときは、米価の高騰を招き、市場の混乱は必然的で、また、労務加配制度も廃止され労働者の家計は二重の圧迫を加えられることとなり、ひいては労働姿勢あるいは不必要な労務間の摩擦を起すこととなるから、米麦の統制撤廃には反対であるとの請願。

第八一八号 昭和二十六年十月三十一日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願
請願者 群馬県佐多郡赤堀村大字野 茂木喬太外二千四百五十二名
紹介議員 梅津 錦一君

政府は手持食糧によつて市場操作を行うことを理由に米麦の統制を撤廃することであるが、輸入食糧を受ける

現在、一度国内産の不作があると、商業資本家の買占めにより調整は困難となり、生産者および消費者に与える打撃は大きいから、米麦の統制撤廃には反対であるとの請願。

第八一九号 昭和二十六年十月三十一日受理

宮城県亶理郡農業水利改良事業国営化に関する請願
請願者 宮城県亶理郡亶理町長 門沢徹蔵外十七名
紹介議員 高橋進太郎君 愛知 揆一君

阿武隈川下流右岸亶理郡五箇町村の耕地四千六百町歩の排水は、鳥の海、牛橋入江等によつて太平洋に排水されているが、地盤低坦と排水口の閉そくによる内水の停滞がひどく、一朝降雨の際は、常磐線沿線の数千町歩が湖沼と化し、水害の惨状は言語に絶する状態にあり、その上用水は阿武隈川より揚水機および自然流入に依存しているが、施設不十分のため、用水不足と塩害になやまされているから、さきに農林省の水利計画地区に採択されたり互理農業水利改良事業を国営事業として経営せられたとの請願。

第八二〇号 昭和二十六年十月三十一日受理

農林省厚狭千折東地区工事促進に関する請願
請願者 山口県小野田市議會議長 長 安近親治外二名
紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第八二二号 昭和二十六年十月三十一日受理
土地改良事業の補助単位面積引下げに関する請願
請願者 鹿兒島市山下町三七鹿兒島町村議會議長 内 高野季信
紹介議員 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

現行土地改良法によると、土地改良事業施行に際しては一事業単位三百町歩以上が国庫補助の対象となり、これ以下の場合には補助の対象とならないことになっているが、鹿兒島県のように狭少な耕地の地形にあつてはこの法の適用を受けることができない場合があるから、補助単位を百町歩程度に改正せられたとの請願。

第八二三号 昭和二十六年十月三十一日受理

災害復旧農業資金緊急融資に関する請願
請願者 鹿兒島市山下町三七鹿兒島町村議會議長 内 高野季信
紹介議員 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

鹿兒島県の米作は、高温多湿による病虫害の発生によつていちじるしい損害を受けたが、さらに本年十月のルース台風によつてかつてない大災害を受け、またしても農民を悲愴のどん底につき落しているから、これが救済のため、(一)農業共済資金を早急に支出すること、(二)農業手形の長期借替を実施すること、(三)肥料購入資金の貸付を行うこと、(四)農業施設の復旧費を

貸出すこと等の措置をすみやかに実施せられたいとの請願。

第八三八号 昭和二十六年十月三十一日受理

林道開闢に関する請願
請願者 福岡県浮羽郡浮羽町長
田中紋太外十名

紹介議員 野田 俊作君
福岡県浮羽郡下における山林原野の総面積は八千余町歩に達しているが、元来耳納山系はしゅん険を極めていたため、これが保護造成に必要な林道にみるべきものがないから、山林中央に幅員四、五十メートルの横断道路を築造せられたいとの請願。

第一四八号 昭和二十六年十月二十一日受理
耕地災害復旧事業費国庫補助等に関する陳情
陳情者 栃木県宇都宮市県庁内務
木県耕地協会内 佐藤清一郎

国民食糧需給の確立、農家経済の安定のために、(一)耕地の災害復旧補助金の即時交付、(二)団体営土地改良事業補助金の復活、(三)耕地事業に対する融資の増額等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一四九号 昭和二十六年十月二十一日受理
米の統制撤廃反対に関する陳情
陳情者 鹿児島県議会議長 米山恒治

ることとなるから、米の統制撤廃には反対であるとの陳情。

第一六八号 昭和二十六年十月二十九日受理

土地改良事業費国庫補助に関する陳情
(二十通)
陳情者 和歌山県伊都郡花園村農業委員会内 山内金重外三百名

農産物価格に比し、農業資材ならびに生活物資の高騰が著しいため、農業経営は困難な状態に陥つていて、このまま放置するときは、農業経済は破産に陥り、国民生活にも影響をおよぼすから、土地改良事業等の適切な施策をすみやかに実施する必要がある。しかるに昭和二十三年度より同事業に対する国庫補助が打ち切られていたため、わずかな県費補助では到底その目的を達成できないから、単作地帯の土地改良事業に対しては昭和二十七年より国庫補助金を交付せられたいとの陳情。

第一六九号 昭和二十六年十月二十九日受理
土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情(十四通)
陳情者 福岡県議会議長 杉山孝二外十四名

福岡県における用水不足排水不良老朽水田および地すべり等のため土地改良を要する耕地は、水田九万二千町歩、畑地五千町歩に達しているが、これを完全な耕地に改良するならば、二百九十八万一千石の増産が可能である。しかるに近年の如きわずかな国庫補助では事業が進まなく、とりわけ小規模土地改良事業に対する国庫補助切

および典型的積雪卑作地帯である本県の特長により、県下の農業経営は不安定となり、経済自立の大きな障害となつていから、明年度以降の予算に土地改良事業費を大幅に計上せられたいとの陳情。

第一八〇号 昭和二十六年十月三十日受理

小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情(四通)
陳情者 和歌山県日高郡野口村長 井谷重雄外十名

土地改良事業に対する国庫補助の途は従前より開けていたが、昭和二十三年以降は一地区三百町歩以上という厳しい制限が附せられた結果、小地区耕作農民は全く補助の対象から除かれ、い

ちるしい不合理な立場に追い込まれているのは遺憾であるから、昭和二十七年にはこの制限を最大限に緩和して災害復旧事業同様寒村へき地の農民にもひとしく補助の途を開かれるよう特段の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一八二号 昭和二十六年十月三十日受理
米麦統制撤廃反対に関する陳情
陳情者 熊本県菊池郡隈府町二九
二 高千穂信一外十九名

政府は近く、米麦等主食の統制を撤廃することであるが、わが国現下の実情においてこれを実施すれば、生産者および消費者は商人のための犠牲となり、農民は輸入食糧によつて圧迫を受け、食糧の公平な配分が行われない等国民の食生活は不安を与えるから、主食の統制撤廃を実施することなく、現行配給制度を継続せられたいとの陳情。

第一九四号 昭和二十六年十月三十一日受理
麦類の統制撤廃反対に関する陳情
陳情者 香川県坂出市坂出町一、
四四九ノ一香川県精麦工業協同組合理事長 高畑勝

政府は近く麦類の統制を撤廃せんとしているが、これによつて利益を得るものは大資本家と思惑業者のみで、これを強行すれば中小加工業者の自滅は必至であり、勤労消費者にも打撃を与えるから、麦類の統制撤廃には反対であるとの陳情。

第一九六号 昭和二十六年十月三十一日受理
装てい師の免許試験制度廃止反対に関する陳情
陳情者 和歌山県小松原通り一和歌山県装てい協会内 崎本七郎

政府は近く装てい師の免許制度を廃止することであるが、これが実施は、家畜のしつてい保護の適正を欠き、各種運動器病を誘発する等、耕作、運搬等の農業事業に支障をきたし、農業生産力、小運搬作業、有畜農業の発達等に重大な影響を与えるから、装てい師の免許試験制度を存続せられたいとの陳情。

十月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、蘭米価格安定法案
蘭米価格安定法案
蘭米価格安定法案
(目的)
第一条 この法律は、生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定を図

るために、蘭及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的とする。

(生糸の売渡及び買入)

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、申込に応じて、最高価格でその保有する生糸を売り渡し、又は予算の範囲内において最低価格で生糸を買い入れる。

(最高価格及び最低価格)
第三条 標準生糸(政令で定める種類、織度及び品位の生糸をいう。以下同じ)についての前条の最高価格及び最低価格は、政令で定めるところにより、生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参しよくして農林大臣が定める。

2 標準生糸以外の生糸についての前条の最高価格及び最低価格は、標準生糸の最高価格又は最低価格にそれぞれ政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

第四条 標準生糸の最高価格及び最低価格は、毎年三月(物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月)に定め、その年の六月一日から翌年の五月三十一日まで適用するものとする。

第五条 標準生糸の最高価格及び最低価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。

第六条 農林大臣は、第四条又は前

条の規定により標準生糸の最高価格及び最低価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(買入生糸の種類等)

第七条 第二条の規定により政府が買入する生糸は、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十六

条第一項の規定に基づく検査の結果、省令で定める種類、織度及び品位の生糸と決定されたものに限り、

(買入又は売渡の申込に應じない場合)

第八条 政府は、左の各号の一に該当するときは、第二条の規定による買入又は売渡の申込に應じないことができる。

一 買入又は売渡の申込が省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 売渡の申込のあつた生糸が前条の検査を受けた日から六箇月以上を経過したものであるとき。

三 買入の申込が買占その他による不当の利得を目的として行われたと認めるとき。

(輸出確保のための条件付売渡)

第九条 政府は、生糸の輸出を確保するため特に必要があるときは、第二条の規定により生糸を売り渡すに当つて、その生糸を輸出すべきことその他必要な条件を附することができ、

(価値維持のための特別措置)

第十条 政府は、第二条の規定による生糸の買入によつてもなお繭の価格の異常な低落を防止すること

ができないと認めるときは、繭の価格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとする。

(政府保有生糸の貯蔵等)

第十一条 政府は、その保有する生糸を貯蔵し、加工し、整理のために売り渡し、又は新規の用途若しくは販路に向けるために売り渡すことができる。

2 前項の場合における売渡の価格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

(生糸取引の届出)

第十二条 横浜市、神戸市又は大阪市の区域内に営業所を設け、生糸の売買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という。)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という。)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に営業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買入れた場合を除く。)

は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

一 売買取引の種類

二 売買取引をした生糸が蚕糸業法第十六条の規定に基づく検査を受けたことを証する検定証の番号及び発行の年月日

三 売買取引をした生糸の種類、織度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名称

四 売買単価及び売買価額

五 売買契約成立の年月日

六 生糸受渡の年月日

七 届出者の氏名又は商号

八 売買取引の相手方の氏名又は商号

九 仲立又は取次による売買取引にあつては、委託者の氏名又は商号

2 前項に規定する区域内に営業所を有する製糸業者がこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡したとき(生糸問屋の仲立又は取次によつて売り渡した場合を除く。)

は、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、その買入又は売渡が商品取引所法(昭和二十五年法律第二十三号)により設立された商品取引所における売買取引となつた場合には、適用しない。

4 第一項又は第二項の届出は、左に掲げる日の翌日(翌日が祝日又は日曜日に当るときは、翌々日の正午までにしなければならない。)

一 現物売買にあつては、売買契約成立の日

二 値定め先約定にあつては、生糸受渡の日

三 成行先約定その他前各号に掲げる以外の売買取引にあつては、売買価格決定の日

(繭及び生糸に関する調査)

第十三条 農林大臣は、繭及び生糸の生産費、需給事情その他繭及び生糸の価格の安定に関して必要な事項を調査するため必要があるときは、繭若しくは生糸の生産、売買取引又は売買取引の仲立若しくは取次を業として営んでいる者に對し、省令で定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

2 農林大臣は、生糸の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に製糸業者の営業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(繭糸価格安定審議会の設置及び所掌事項)

第十四条 農林省に繭糸価格安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に應じ、繭及び生糸の価格の安定に関する重要事項を審議する。

3 審議会は、繭及び生糸の価格の安定に関する重要事項につき、関係行政庁に建議することができる。

(審議会の組織及び運営等)

第十五条 審議会は、農林大臣及び委員二十人以上をもつて組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び蚕糸業に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

3 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十六条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽した者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關しても前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するた

め当該業務に對し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行

する。但し、第二条の規定は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定の施行の日から昭和二十七年五月三十一日までの期間における標準生糸の最高価格及び最低価格は、第四条の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の日までに定めなければならない。

3 農林省設置法（昭和二十四年法

律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 生糸を買い入れ、売り渡し、貯蔵し、又は加工すること。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 繭糸価格安定のための生糸の買入及び売渡に關すること。

第三十四条第
一項の表中

「装蹄師試験審査会
審査会

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に關するを
事務をつかさどること。」

「装蹄師試験審査会

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に關する事務をつかさどること。

繭糸価格安定審議會

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第号）によりその権限に屬させたる事項を審議すること。」

十一月十三日本委員会に左の事件を付託された（予備審査のための付託は十一月八日）
一、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十六年十二月八日印刷

昭和二十六年十二月十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所